

特預金の情報システム刷新費用等への充当(案)

特預金の使途については、平成 27 年 9 月に産構審・中環審合同会議(以下「合同会議」という。)にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、指定法人業務に必要な情報システムの改修等への使用などリサイクル料金の低減につながる使途への出えんを優先するべき旨の提言がなされている。

よって、平成 35 年を目途に予定している情報システムの刷新費用および 5 年から 7 年ごとに予定されているデータセンター移行費用におけるユーザー負担部分(資金管理料金及び情報管理料金負担分)に特預金を充てることの可否について審議いただきたい。

1. 情報システムの刷新費用に特預金を充てることについて

(1) 情報システムの刷新について

平成 16 年から稼働する自動車リサイクルの情報システム(以下「情報システム」という。)については、平成 35 年度を目途に大規模な刷新を計画している。

当該刷新は、基幹業務システムのライフサイクルに対応したものであるが、現在使用している情報システムの能力を維持したうえでの、本財団主催の「情報発信の在り方等に関する検討会」及び環境省・経済産業省主催の「自動車リサイクルに係る3Rの推進・質の向上に向けた検討会」での審議を踏まえて、将来の情報システムにおけるフレキシビリティの拡充についても検討を行うことを予定している。

(2) 情報システムの刷新費用の概算額について

法施行時における資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム初期構築費用145億円をベースとして、指定法人業務の運用開始後における追加機能分28億円及びコンサルティング会社等による調査・業務設計費31億円を加え、情報システムの改善策の実施により効率化できた21億円を控除し、消費税額を加味した合計約191億円※を情報システムの刷新に要する費用と試算した。(平成25年12月11日開催第54回資金管理業務諮問委員会にて審議)

ただし、当該費用の発生額は現時点では不確定であり、仮に、次期資金管理料金の算定に当該費用を算入すると過度なユーザー負担が発生するおそれがあることから、当該費用の内ユーザー負担部分(資金管理料金及び情報管理料金)については特預金を充てることとしたい。

※【情報システムの刷新費用の概算額の算出式】

法施行時初期構築費用	145 億円
+ 運用開始後追加機能分	28 億円
+ コンサルティング費用	31 億円
- 改善策の実施による効率化部分	21 億円
+ 消費税を加味	
= 情報システムの刷新費用の概算額	191 億円

なお、今後の情報システム刷新の検討に伴い概算額に大幅な変更が生じた場合は、改めて資金管理業務諮問委員会にて示すものとする。

また、当該費用の中で、現状の費用負担の考え方においてユーザー負担部分の金額は71億円程度となる。(表1参照)

表1.情報システムの刷新費用における資金管理料金・情報管理料金負担分 (単位:億円)

	システム刷新に要する額(*1)	内指定三法人の費用負担(*2)		
		計	ユーザー負担	事業者負担(*3)
資金管理法人	85	43	43	—
指定再資源化機関	1	1	—	1
情報管理センター	56	28	28	—
指定三法人 負担計	142	71	71	1
指定三法人 以外(*4)	49			
総 額	191			

- *1 システム刷新に要する額の各法人負担額は、前年度の関係法人機能毎の処理件数とデータ量、プログラム規模(ステップ数)を組み合わせた業務比例配分方式で按分比率を基に決定している。
- *2 資金管理法人ならびに情報管理センターの負担分は自動車メーカー等と折半になる。
- *3 指定再資源化機関に特定再資源化等物品の処理を委託している自動車製造業者等からの委託費よりの負担分。
- *4 指定三法人以外の負担分は、その他の関係者(一般社団法人自動車再資源化協力機構、ASRチーム(TH、ART))による。

(3) 情報システムの刷新準備資金の積立てについて

情報システムの刷新費用におけるユーザー負担部分については、資金管理料金及び情報管理料金を原資として、平成25年度から情報システムの刷新準備資金の積立てを行っている。財団全体で平成34年度までに71億円の積立てを計画している(平成28年度末時点で36億円を見込む)。

ただし、情報システムの刷新費用におけるユーザー負担部分については、特預金を充てることとし、当該積立てについては平成28年度をもって終了することとしたい。

なお、平成28年度までの積立額については、当初の計画通り情報システムの刷新費用のユーザー負担部分に充てることとする。

(4) 情報システムの刷新費用における特預金充当部分について

上記(2)及び(3)のとおり、情報システムの刷新費用におけるユーザー負担部分から平成28年度までの情報システムの刷新費用積立額を控除した額について、特預金を充てることとしたい。

【現時点での情報システムの刷新費用への特預金充当概算額】

情報システムの刷新費用の概算額 191億円

- × 資金管理法人及び情報管理センター使用割合 73.9%⇒141億円
 - × 現状のシステム費用におけるユーザー負担割合 50.0%⇒70.5億円
 - － 平成28年度までのシステム刷新費用積立予定額 35.8億円⇒34.7億円
-
- ＝ 情報システムの刷新費用における特預金充当概算額 34.7億円**

2. データセンターの移行費用に特預金を充てることについて

(1) データセンターの移行費用について

情報システムのデータセンターについては、5年から7年程度を目途にデータセンターの老朽化対策を講じる必要があり、その移行費用が発生することとなる。

本費用についても、その発生額は現時点では不確定であり、仮に、次期資金管理料金の算定に当該費用を算入すると過度なユーザー負担が発生するおそれがあることから、当該費用の内ユーザー負担部分(資金管理料金及び情報管理料金)については特預金を充てることとしたい。

(2) データセンターの移行費用の概算額

データセンターの移行については、平成23年度から平成25年度において実施実績があり、その際の費用は総額37億円であり、資金管理法及及び情報管理センター負担分は28億円程度であった。(表2参照)

この実績を踏まえると、現状のシステム費用におけるユーザー負担割合での特預金充当額は14億円程度を見込む。

表2. データセンターの移行費用実績 (単位:億円)

	総額	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	37	14	20	3
資金管理法	17	6	9	1
情報管理センター	11	4	6	1
その他データセンター 利用法人	9	4	5	1

以上

参考: 情報システムの刷新及びデータセンター移行の概要

